

泉大津市生成 AI サービス導入業務プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、生成 AI サービス導入業務を受託者が実施するに当たり、公募型プロポーザル方式によりその委託契約の相手方となる候補者を選定する手続きについて必要な事項を定め、本市の示す条件に最も適した事業者を厳正かつ公平に選定することを目的としたものである。

2. 事業概要

(1) 事業名

泉大津市生成 AI サービス導入業務

(2) 事業内容

「泉大津市生成 AI サービス導入業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日

(4) 提案上限額

初期導入費用 220,000 円

月額利用料 253,000 円

いずれも（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

なお、この金額は提案上限額であり、契約金額と同額ではない。

3. 参加資格

参加申込書の提出日時点で、以下の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。
- (3) 泉大津市暴力団排除条例（平成 24 年泉大津市条例 1 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- (4) 次のいずれかに該当する法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人でないこと。
 - ① 旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項若しくは第 2 項又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者
 - ② 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者
 - ③ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第 2 項の規定による通告がなされている者

4. プロポーザル実施スケジュール

項番	手続等	期限等
1	公募開始	令和7年4月17日（木）
2	質疑書提出期間	令和7年4月24日（木）正午
3	質疑書回答日	令和7年4月28日（月）
4	参加申込書提出期間	令和7年5月2日（金）17時15分まで
5	参加資格結果通知	令和7年5月8日（木）
6	企画提案書提出期間	令和7年5月15日（木）17時15分まで
7	辞退届提出期限	令和7年5月15日（木）17時15分まで
8	第1次審査（書面審査）	令和7年5月16日（金）※応募者が4者以上あった場合のみ
9	第1次審査結果通知	令和7年5月19日（月） ※応募者が4者以上あった場合のみ
10	第2次審査（プレゼンテーション）	令和7年5月21日（水）
11	結果通知・結果公表	令和7年5月22日（木）
12	契約締結	令和7年5月下旬

5. 参加申込み

「3. 参加資格」を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記の必要書類をすべて揃えて提出すること。なお参加申込書の提出がない場合は、企画提案書を受け付けないため留意すること。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 会社概要書（様式2）

令和7、8年度泉大津市入札参加資格を有していない場合は以下の書類を合わせて提出すること。

- ③ 決算報告書 直前1年分に係る決算報告書一式
- ④ 登記簿謄本 参加申込書の提出日から遡って3カ月以内に発行されたもの、複写可
- ⑤ 納税証明書 本店に係る法人税及び消費税（国税）。本市に本店又は営業所がある場合は、本市が課税しているものすべて（参加申込書の提出日から遡って3カ月以内に発行されたもの、複写可）
- ⑥ 印鑑証明書 法務局が発行したもの（参加申込書提出日から遡って3カ月以内に発行されたもの）
- ⑦ 使用印鑑届（様式3）

(2) 提出方法

令和7年5月2日（金）17時15分までに事務局へ持参又は郵送により提出すること。

持参する場合は、泉大津市役所の閉庁日を除き、平日の8時45分から17時15分までの時間帯に限る。郵送の場合は、配達記録が残る方法で提出期限日必着とする。

(3) 提出先

泉大津市市長公室政策推進課（詳細は「12. 事務局」のとおり）

(4) 提出書類作成の留意事項

- ① 提出された参加申込に関する書類の修正又は変更はできない。
- ② 提出された参加申込に関する書類は返却しない。

(5) 参加の承認

参加承認の可否については、令和7年5月8日（木）までに、参加申込書に記載された担当者E-mailアドレスに電子メールで通知する。

6. 質疑の提出及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、以下のとおり提出すること。

(1) 提出書類

質問書（様式4）

(2) 提出方法

電子メール

- ① 件名は「プロポーザル質疑：会社名」と記載すること。
- ② 電子メール以外での質問には回答しない。

(3) 提出期間

令和7年4月24日（木）正午まで

(4) 提出先

「5. 参加申込み」の「(3) 提出先」と同様とする。

(5) 回答日

令和7年4月28日（月）

(6) 回答方法

各事業者からの質問事項をすべて取りまとめ、市のホームページにおいて掲示する。

(7) その他

提出期限を過ぎた質問等、指定した方法以外による質問には回答しないため留意すること。

7. 企画提案書等の提出

参加承認を受けた参加事業者は、仕様書等に基づき最適な提案を行うものとする。なお提案に当たっては、企画提案書等として以下のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類・提出部数

① 企画提案届出書（様式5）	正本1部
② 企画提案書（任意様式）	1部として整理し、正本1部、副本5部
③ 見積書（任意様式）	正本1部

(2) 提案書類等の作成要領

- ① 企画提案届出書（様式5）
- ② 企画提案書（任意様式）

- (ア) A4版・横書き・文字サイズ11.0ポイント以上・両面印刷・カラーで20ページ以内（目次を除く。）を原則とする。
- (イ) 表紙をつけ、各ページの下部にページ番号を付与すること。
なお、正本については、提案事業者名入りの表紙とすること。
- (ウ) 副本については、会社名、ロゴマーク等、作成者が特定される表示は一切しないこと。
- (エ) 仕様書の内容を踏まえ、以下の各事項に対する具体的な内容を記載すること。
 - ・業務実績
導入自治体数、公表できる自治体名など、業務実績について具体的に記載すること。
 - ・提案のコンセプト、概要
提案コンセプト、プロジェクト体制、スケジュール等について記載すること。
 - ・サービスの機能（RAG機能を含む）
 - ・操作性
 - ・セキュリティ対策
 - ・管理機能
 - ・運用保守、サポート体制
 - ・仕様書にないが、業務に対して有効な独自提案等

③ 見積書（任意様式）

- (ア) A4版の自由様式とする。
- (イ) 消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格を記載すること。
- (ウ) 見積もり内容は以下の金額とすること。
 - ・初期費用 生成AIサービス導入作業費
 - ・月額利用料
生成AIのモデルは国内リージョンのGTP-4以上または同等以上の性能とし、1カ月あたりの利用文字数は2,000万文字、700ユーザが利用する前提で積算すること。
- (エ) 「2. 事業概要」の「(4) 提案上限額」を超える金額の場合は失格とする。

(3) 提出方法

「5. 参加申込み」の「(2) 提出方法」と同様とする。

(4) 提出期間

令和7年5月15日（木）17時15分まで

(5) 提出先

「5. 参加申込み」の「(3) 提出先」と同様とする。

(6) 提出書類作成の留意事項

- ① 提出された企画提案に関する書類の修正又は変更は認めない。
- ② 提出された企画提案に関する書類は返却しない。
- ③ 提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

8. 選定方法

(1) 選定方法

本業務の委託候補者の選定は、泉大津市生成AI導入業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委

員会」という。) の審査において、次により決定する。

なお、企画提案者が1者の場合でも審査を行い、委託候補者としての可否を決定するが、評価点の合計が配点合計の6割に満たない場合は、委託候補者として認めない。

なお、審査委員会の事務局は、本市市長公室政策推進課があたる。

- ① 応募者が4者以上あった場合は、事務局において、企画提案者の提案について【別紙1】審査基準に示す第1次審査項目に基づいて書面審査による第1次審査を行い、合計点数の総計の上位3者をプレゼンテーション及びヒアリングによる第2次審査の対象者として選定する。
- ② 第1次審査の結果は5月19日(月)に「第1次審査結果通知書」を電子メールにて通知する。
- ③ 第2次審査は、企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査委員会において、【別紙1】審査基準に示す第2次審査項目に基づいて評価し、第1次審査の結果と合わせて、もっとも高い評価を得た提案者を委託候補者とする。なお、第1次審査を行わなかった場合は、第2次審査において、第1次審査の審査項目を併せて審査する。
- ④ 最高点の企画提案者が複数であった場合は、審査委員会の議決により、委託候補者を決定する。
- ⑤ 第1次審査、第2次審査ともに、評価、採点に関する異議は受け付けない。

(2) 第2次審査の実施

企画提案書等の記載内容について評価するため、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

① 実施日時

令和7年5月21日(水) 予定

詳細はプレゼンテーション等開催通知書で指定する。

② 時間配分

各参加者概ね30分程度(プレゼンテーション15分、質疑応答15分)

③ 実施方法

(ア) 当日はWeb会議方式(zoom等)でプレゼンテーション、質疑応答を行う。

(イ) 使用する資料は、提出済みの企画提案書とする。ただし画面デモ等を準備できる場合はこの限りではない。

(ウ) 説明者は3名以内とすること

(エ) プrezentation時の資料は全て社名等を秘匿したものを使用し、提案事業者は名札やバッヂ等自社の社名を特定できるようなものを身に付けず、自社の社名等を発言しないこと。

(オ) プrezentation及びヒアリングは非公開とする。

④ 選定結果通知(第2次審査の結果通知)について

第2次審査についても、【別紙1】審査基準に示す基準に基づき評価し、第1次審査と第2次審査の合計が、最も高い企画提案者を優先交渉権者として選定する。

令和7年5月22日(木)(予定)に「選定結果通知書」を電子メールにて第2次審査参加事業者に送付する。

「選定結果通知書」では採点結果を記載し、優先交渉権者として選定された事業者及び次点となった事業者には、その旨も通知する。

⑤ プロポーザルの審査結果の公表について

上記の審査を経て、優先交渉権者として選定された者についての名称と、本プロポーザル結果を泉大津市ホームページで公開する。

9. 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3. 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積額が提案上限額を超えた場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があり、審査委員会が失格と認めた場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至り、審査委員会が失格と認めた場合
- (6) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

10. 契約の締結

優先交渉権者と本市市長公室政策推進課で、必要に応じて事業内容について協議し、契約を締結するための仕様内容の調整を行い、契約内容を確定する。契約内容の確定後、優先交渉権者を契約の相手方として契約書を取り交わし、契約を締結する。

ただし、仕様の調整において双方合意に至らない場合は、次点となった事業者と「仕様の調整」を行い、これを契約者とすることもあり得る。

11. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて提案事業者の負担とする。
- (2) やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止または取り消す場合がある。その場合においても、プロポーザルに要した経費を泉大津市に請求できない。
- (3) 提出書類の著作権は提案事業者に帰属する。なお、提出書類は企画提案選定を行う作業に必要な範囲において、複製をすることがある。また、泉大津市情報公開条例(平成 10 年泉大津市条例第 10 号)に基づき請求があった場合は、公開の対象となる。
- (4) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式 6）を令和 7 年 5 月 15 日（木）17 時 15 分までに政策推進課へ提出すること。辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益はない。

12. 事務局

本業務に関する事務局及び問い合わせ先は、下記のとおり。

〒595-8686 泉大津市東雲町 9 番 12 号

泉大津市 市長公室 政策推進課

TEL 0725-33-1131 (代表)

E-Mail seisaku@city.izumiotsu.osaka.jp

附 則

この要領は、令和7年4月17日から施行し、業者選定後、契約を締結した翌日をもってその効力を失う。